

経済的な理由などで国民年金保険料(以下、「保険料」)を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除・納付猶予となる制度があります。令和2年度分(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の保険料の免除・納付猶予の申請は7月1日から受付開始です。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」)の影響により令和2年2月以降に業務が失われたなどで収入が減少し、令和2年中の所得見込額が保険料免除基準額相当になる方は、臨時特例により令和2年2月分から令和3年6月分の保険料の免除・納付猶予の申請ができます。感染症の影響により収入が減少した学生の方は令和2年2月分から令和3年3月分の保険料の学生納付特例の申請ができます。

申請に必要なもの

○国民年金保険料免除・納付猶予申請書(学生の方は「国民年金保険料学生納付特例申請書」)

○マイナンバーまたは基礎年金番号が分かるもの ○印鑑(朱肉を使用するもの)

【学生の方】学生証

【離職された方】雇用保険被保険者離職票

【感染症の影響による申請の方】簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

◆申請書や申立書は、役場住民課で配布しているほか、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

◆感染防止のため、郵送での申請をご利用ください。

申請問 岐阜南年金事務所 ☎273-6161 〒500-8381 岐阜市市橋2-1-15
住民課 ☎388-1115



消防署

花火・火遊びによる危険性

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

日本で初めて花火を見た将軍は、誰か知っていますか?一説によると、あの徳川家康だと言われています。そんな古くから親しまれてきた歴史ある花火は、世界に誇れる日本の伝統工芸品の一つです。皆さんにも、花火での楽しい思い出があるのではないのでしょうか。しかし、遊び方、ルールを間違えると、悲しい思い出、一生の傷跡が残るかもしれません。

花火は、コンビニやスーパーでも購入でき、手軽に楽しめる一方、その危険性ゆえ、火災や事故が多く発生しています。次のことを心掛け、安全に遊びましょう。

「花火を安全に遊ぶポイント」

- ①風の強い日は花火をしない
- ②燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- ③子どもだけでなく大人と一緒に遊ぶ
- ④説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- ⑤水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける

また、子どもたちは好奇心が旺盛で、火の危険性について十分な理解がないため、火遊びによる火災や事故も多く発生しています。そのため、夏の始まりの今こそ、子どもたちに火の恐ろしさ、正しい火の取扱い方を教え、子どもたちを守りましょう。

「子どもの火遊びによる火災防止のポイント」

- ①子どもだけを残して外出しない
- ②ライターやマッチを子どもの手の届くところに置かない
- ③子どもだけで火を取り扱わせない
- ④火遊びをしているのを見かけたら注意する
- ⑤火災の恐ろしさ、火の取扱いについて教育する

以上のことをしっかりと心掛け安全かつ楽しい夏の思い出を作りましょう。

